

本年2月以降 5か月で6人の死亡災害が発生

死亡災害特別警報発令！

作業者の命を守る安全対策を！

小諸労働基準監督署管内（小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡）において、令和8年2月～6月までの間に、業務従事中の死亡災害が連続発生し、6人の尊い命が失われました。

災害の原因の一つとして、「ちょっとだけだから」「大丈夫だろう」という思い込みや、適正な機械、作業方法の選定を怠り、リスクアセスメント（危険・有害性の洗い出しとその低減）をおろそかにしたまま、作業を進めてしまったと思われます。

各事業場に対し、基本的な安全対策が順守できているかの確認の徹底を求めます。

出勤した人が無事で帰ることが当たり前＝労働災害で悲しみ、苦しむ人をゼロにしましょう！

小諸労働基準監督署管内で発生した死亡災害事例と対策

事例1 横転した車両系建設機械の下敷き（6月）

クレーン機能付きドラグ・ショベル（重機）を運転してコンクリートブロックをつり上げながら傾斜がある砂利道を下っていたところ、途中で重機の後方が浮き上がり、とっさに運転席から飛び降りたところに重機が横転し、その下敷きになった。



対策

○ クレーン機能付きドラグ・ショベルを使用して荷のつり上げ作業を行う際は、**専用の格納式フック**を用い、かつ、**クレーン作業モード**に切り替えて作業を行うこと。

○ 荷のつり上げにおいては、**定格荷重をこえる荷をつり上げないこと**。
クレーン機能付きドラグ・ショベルを使用して荷のつり上げ作業を行う場合は、平坦な場所で作業を行うことを原則とするが、やむを得ず斜面において行う場合であっても、過負荷となることが決してない機体を選定し、作業を行うこと。



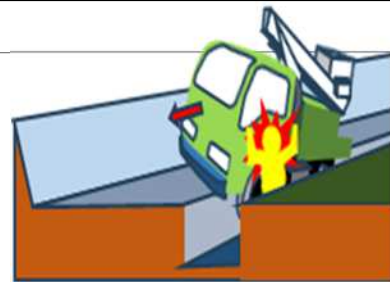
▲重機等による
労働災害
防止対策
(長野労働局HP)



長野労働局・小諸労働基準監督署

事例2 高所作業車の逸走 (6月)

緩やかな坂道に高所作業車を停車して下車したところ、高所作業車が動き出し、高所作業車とともに側溝へ転落しはさまれた。



対策

「平らに見えるから」「勾配が緩いから」と油断せず、車の運転位置から離れる場合、**パーキングブレーキ・エンジン停止・ギアロック・輪止め**を徹底すること。



事例3 伐採した木の枝が激突 (4月)

木の枝を切る作業中、樹上作業者1人が地上約10mの高さにある枝にロープを緊結し、滑車を介して被災者2人が地上でロープを保持していたが、切った枝の重みで、2人が引きずられて木に激突した。



事例4 重機の用途外使用・伐倒木が激突 (3月)

ドラグ・ショベルのバケットを押し当てて立木を倒したところ、付近で別の作業を行っていた被災者に伐倒木が激突した。



対策

○ **車両系建設機械は、本来の用途以外に使用せず、作業内容に適した機械・工法に切り替えること。**

○ 木の伐倒作業を行う場合、周囲の労働者の退避を確認してから行う等、車両系木材伐出機械、チェーンソーを用いた作業に係る各種ガイドラインを遵守すること。



▲ 伐木作業・林業における安全対策
(厚生労働省HP)

事例5 交通労働災害 (2月)

国道の待避所においてトラックのタイヤにチェーンを巻いていた被災者が、スリップした一般車両に激突された。



対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、安全対策を行うこと。



◀ 交通労働災害を防止するために
(厚生労働省HP)

